

外国人労働者用 労災保険申請のための ご案内

第一編 請求（申請）のできる 保険給付のご紹介

**日本で働いている際に起きた事故やケガについては、
日本の労災保険の対象となる場合があります。**

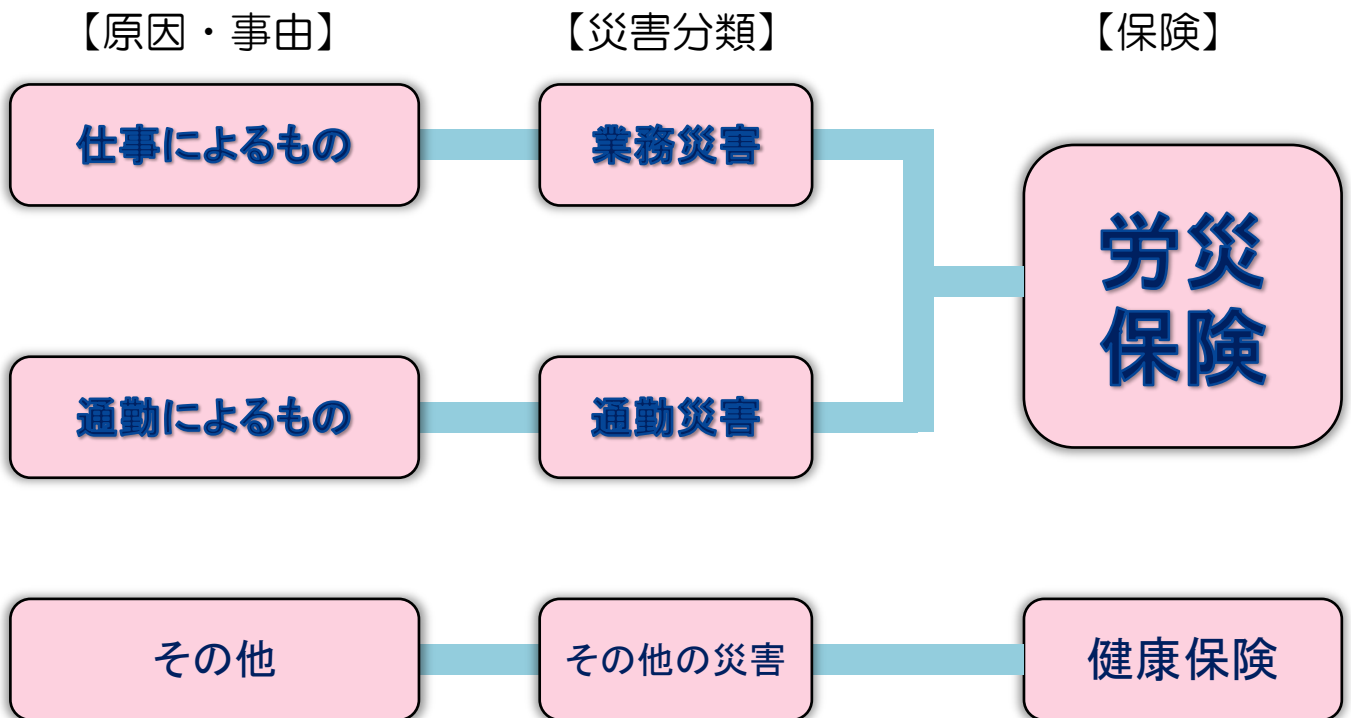


～はじめに～

労災保険とは、労働者が仕事（業務）または通勤が原因で、負傷したとき、病気になったとき、死亡したときに、治療費など必要な保険給付を行う制度です。外国人であっても日本国内で就労する限り、労災保険が適用されます。

このパンフレットは、外国人の労働者が労災保険で受けられる給付の種類や内容について、分かりやすく解説したものです。支給要件などの詳細については、労働基準監督署にお尋ねください。

また、本国へ帰国すると受けることができない給付もありますのでご注意ください。



※労働災害に健康保険は使えません。

【目次】

- I. 仕事や通勤が原因でケガをしたり病気になった場合・P2
- II. // 親族が亡くなった場合……P6
- III. 既に労災保険給付を受けている場合………P9
- IV. その他………P13
- V. 本国へ帰った場合の注意事項………P15

I 仕事又は通勤が原因でケガをしたりや病気になった場合

Q.仕事又は通勤が原因でケガをしたり、疾病（病気）にかかってしまった場合、病院での療養の費用（治療費）は、労災保険から支給されるのでしょうか。



A.

- ① 労災病院などの労災指定医療機関にかかれば、原則として無償で治療を受けることができます（**療養の給付**）。その際、医療機関に療養の給付請求書を提出してください。
- ② 労災指定医療機関以外で治療を受けた場合は、いったん治療費をふたんしていただきますが、あとで請求するとすれば、負担した費用の全額が支給されます（**療養の費用の支給**）。
- ③ 通院するためにかかった交通費についても、一定の要件を満たせば全額が支給されます（**療養の費用の支給**）。

療養の給付、療養の費用の支給

<請求方法>

- ①の場合（療養の給付）・・・労災指定医療機関に請求書を提出
- ②の場合（療養の費用の支給）・・・負担した治療費について、直接、労働基準監督署に請求書を提出

<留意点>

- ① 診療・治療等は労災病院又は労災指定医療機関で受けるのが原則です。
- ② 療養の給付、療養の費用の支給ともに、傷病が治ゆ（症状固定）するまで受けることができます。

時効・・・療養の費用を支出した日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年（療養の給付については時効はありません）

通院費

<支給要件>

- ①と②の両方の要件を満たす場合に支給されます。
- ① 労働者の居住地又は勤務地から、原則として片道2km以上の通院であること
- ② 労働者の居住地又は勤務地と同一市町村にある適切な医療機関へ通院した場合であること（例外として同一市町村内に適切な医療機関がない場合等にも支給が認められることがあります）。

<支給内容>

通院に要した費用の実費が支給されます。

<請求方法>

本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出

時効・・・費用を支出した日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年

- ・第2編 療養（補償）給付・療養の費用の給付 → P 9へ
- ・療養（補償）給付・療養の費用請求書 → P32へ

ケガや病気の治療を受けた場合の給付手続き

労働災害発生

労災指定医療機関等で受診※1

事業主から請求書に証明を受ける

指定医療機関へ※3請求書の提出

労働基準監督署で請求書を受理

労働基準監督署の調査

指定医療機関に治療費等の支払

※1この場合、負傷などに係る治療を現物（無料）で支給します。

※3療養の給付請求書（様式第5号）

その他の医療機関で受診※2

医療機関へ治療費の支払い

事業主・医療機関から※4請求書に証明を受ける

労働基準監督署へ※3請求書の提出

看護・移送等に要した費用があれば領収書等を添付

労働基準監督署の調査

指定された請求人の振込口座へ支払

※2この場合、療養にかかった費用を支給します。

※4療養の費用給付請求書（様式第7号）

必要に応じて請求人及び関係者に書類の提出や聴取を依頼する場合があります。

請求受付から給付決定までの期間は**おおむね1ヶ月**ですが、場合によっては、**1ヶ月以上を要する**こともあります。

通勤災害の場合は請求書の他に**様式第16号（別紙）「通勤災害に関する事項」**の提出が必要です。

Q. 仕事中の事故によるケガの治療のため会社を休んだ場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



A. 療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、**休業（補償）給付**を受けることができます。

- ・いつから・・・休業4日目から
- ・いくら・・・1日につき、給付基礎日額（※）の80%（保険給付60%+特別支給金20%）

※「給付基礎日額」は、原因となった事故直前3か月分の賃金を暦日数で割ったもの（平均賃金）です。

（例） 月々20万円の賃金を受けており、賃金締切日が毎月末日で、事故日が10月である場合
20万円×3ヶ月÷92日（7月（31日）+8月（31日）+9月（30日））÷6,522円

→ つまり、休業1日につき給付基礎日額の80%にあたる5,217円が支給されます。

休業（補償）給付

<支給要件>

①～③のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 業務上の事由又は通勤による負傷や疾病による療養であること
- ② 労働することができないこと
- ③ 賃金を受けていないこと

<支給内容>

休業日4日目から、休業1日につき給付基礎日額の80%（保険給付60%+特別支給金20%）が支給されます。

<留意点>

休業の初日から3日目までは労災保険からの支給はありません。この間は業務災害の場合、事業主が休業補償（1日につき平均賃金の60%）を行うことになっています。

<請求方法>

本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出

時効・・・賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年

第二編 ・第休業（補償）給付 → P11へ
・休業（補償）給付請求書 → P35へ

休業（補償）給付を受けるための手続き

労働災害発生

請求書に医師、
事業主の証明

請求書を労働基準監督署へ提出

2回目以降の請求が
離職後の場合は事業
主の証明は必要ありま
せん。

労働基準監督署の調査

必要に応じて請求
人及び関係者に書
類の提出や聴取を
依頼する場合があります。

○業務が原因の負傷・疾病か否か
○休業を要するか否か
○保険給付額の算定
等

支給・不支給決定

請求受付から給
付決定までの期間
は**おおむね1ヶ月**
ですが、場合によっ
ては、**1ヶ月以上を
要する**こともありま
す。

請求人本人に対して、支給（不支給）決
定の通知

指定された振込口座へ
保険給付を支払

Ⅱ 仕事又は通勤が原因で親族が亡くなった場合

Q. 仕事又は通勤が原因で一家の稼ぎ手が亡くなった場合、家族はどのような補償を受けることができるのでしょうか。



A.

- ① 遺族（補償）年金又は一時金、葬祭料（葬祭給付）を受けることができます。
- ② 療養（補償）給付、休業（補償）給付を受ける前に亡くなった場合は、未支給額を遺族が受け取ることができます。

遺族（補償）年金、遺族（補償）一時金

○遺族（補償）年金

＜請求できる遺族＞

労働者の死亡当時その者の収入によって生計を維持していた配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹ですが、妻以外の遺族については、一定の高齢又は年少であるか、あるいは一定の障害の状態にあることが必要です。

＜支給内容＞

受給資格者のうち最先順位者に対し、遺族の数等に応じて、以下のとおり支給されます。

関連保険給付等：未支給の保険給付・特別支給金、労災就学援護費
労災就労保育援護費

遺族数	遺族（補償）年金	遺族特別支給金（一時金）	遺族特別年金
1人	給付基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻又は一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分）	300万円	算定基礎日額の153日分（ただし、その遺族が55歳以上の妻又は一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分）
2人	給付基礎日額の201日分		算定基礎日額の201日分
3人	給付基礎日額の223日分		算定基礎日額の223日分
4人以上	給付基礎日額の245日分		算定基礎日額の245日分

＜請求方法＞

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出

○遺族（補償）一時金

＜支給要件・支給内容＞

- ・労働者が亡くなった当時、遺族（補償）年金を受ける資格のある遺族がない場合
→ 給付基礎日額1000日分、遺族特別支給金300万円、算定基礎日額1000日分が亡くなった労働者の親族のうち最先順位者に支給されます。
- ・遺族（補償）年金の受給権者がすべてなくなってしまったとき、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金の額及び遺族（補償）年金前払い一時金の額の合計額が給付基礎日額及び算定基礎日額の1000日分に満たない場合
→ 給付基礎日額の1000日分及び算定基礎日額の1000日分から既に支給された遺族（補償）年金等の合計額を差し引いた額が、亡くなった労働者の親族のうち最先順位者に支給されます。

＜請求方法＞

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出

時効・・・被災者が亡なられた日の翌日から5年

第2編 ・ 遺族（補償）給付 → P21へ
・ 遺族（補償）給付請求書 → P37へ

遺族（補償）年金・一時金を 受けるための手続き

労働災害発生

労働者の死亡

事業主から請求書に
証明を受ける

<添付書類>

- 死亡診断書
 - 故人との関係を証明できる書類
(戸籍抄本・謄本等)
 - 故人の収入で生計を維持していたことがわかるもの
等
- ※国によって該当する書類が無い場合は故人との血縁が証明できるもの

遺族が請求書及び添付書類を労働
基準監督署へ提出

労働基準監督署の調査

- 死因が業務上のものか否か
- 受給権者の確認
- 保険給付額の算定
等

支給・不支給決定

請求人に対して、支給(不支給)決定の通知

※請求受付から給付決定までの期間は、**おおむね1ヶ月**ですが、場合によっては、**1ヶ月以上を要する**こともあります。

指定された振込口座へ
保険給付の支払

葬祭料（葬祭給付）

<支給要件>

遺族が葬祭を行った場合又は亡くなった労働者の会社において社葬を行った場合に葬祭を行った者に支給されます。

<支給内容>

- ① 315,000円＋給付基礎日額の30日分
- ② ①の額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分

<請求方法>

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出

時効・・・被災者が亡くなった日の翌日から2年

第2編 ・葬祭料(葬祭給付) → P27へ
・葬祭料(葬祭給付)請求書 → P39へ

Q. 亡くなる前に治療や休業をされていて、労災による保険給付を受けることができた方が、給付を受ける前に亡くなった場合、誰かが代わりに受けることはできないのでしょうか。



A. できます。

保険給付を受ける権利を有する方が亡くなった場合において、その亡くなった方に

- ① 支給事由は生じたが、まだ請求のないもの
- ② 請求したが、まだ支給決定がないもの
- ③ 支給決定はあったが、まだ支払われていないもの

給付金がある場合は、その方の遺族で一定の要件を満たす人が保険給付及び特別支給金を受けることができます。

未支給の保険給付・特別支給金

関連保険給付等：療養(補償)給付、休業(補償)給付
障害(補償)給付、傷病(補償)年金
遺族(補償)給付

<請求できる遺族>

①と②の両方の要件を満たす場合に請求することができます。

- ① 亡くなった受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ② 受給権者の亡くなった当時、その方と生計を同じくしていたこと（必ずしも同居している必要はありません）

<遺族(補償)年金を受けていた人が亡くなった場合>

請求できる遺族・・・亡くなった労働者の遺族たる配偶者・子・父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹のうち、次順位の受給資格者（年金を受けていた人の配偶者等ではありません）

<請求方法>

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出

時効・・・それぞれの保険給付と同じ

Ⅲ 既に労災保険給付を受けている場合

Q. 治療のためにいつまで通院できるのでしょうか。



A.

療養（補償）給付は、傷病が治ゆ（症状固定）するまで受けることができます。

なお、療養開始後、1年6か月を経過しても治ゆ（症状固定）しておらず、障害の程度が重い場合には傷病（補償）年金を受けることができます。

傷病（補償）年金

関連保険給付等：介護（補償）給付

<支給要件・支給内容>

法律で定められた傷病等級に当てはまり、その状態が継続している場合、傷病（補償）年金、傷病特別支給金及び傷病特別年金が支給されます。

傷病等級	傷病（補償）年金	傷病特別支給金（一時金）	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の313日分	114万円	算定基礎日額の313日分
第2級	〃 277日分	107万円	〃 277日分
第3級	〃 245日分	100万円	〃 245日分

<留意点>

請求によって支給されるものではなく、労働基準監督署長の職権によって決定されます。

Q. 完治していないのに、治ゆ（症状固定）と言われましたが、何らかの補償を受けることができますか。



A. できます。

労災保険では治療してもこれ以上状態が改善しないものも治ゆ（症状固定）としています。治ゆ（症状固定）と認められても、その後、後遺障害が残った場合は、障害の程度に応じて障害（補償）給付を受けることができます。

障害（補償）給付

関連保険給付等：介護（補償）給付、外科後処置、アフターケア、義肢等補装具の費用の支給

<支給要件・支給内容>

仕事中又は通勤による負傷や疾病が治ゆ（症状固定）したとき、身体に一定の障害が残り、法令で定められた障害等級に該当するとき、その障害の程度に応じてそれぞれ以下のとおり年金又は一時金が支給されます。

障害等級	障害（補償）給付		障害特別支給金		障害特別年金		障害特別一時金	
1級	年金	給付基礎日額の313日分	一時金	342万円	年金	算定基礎日額の313日分	/	
2級		" 277日分		320万円		" 277日分		
3級		" 245日分		300万円		" 245日分		
4級		" 213日分		264万円		" 213日分		
5級		" 184日分		225万円		" 184日分		
6級		" 156日分		192万円		" 156日分		
7級		" 131日分		159万円		" 131日分		
8級	一時金	" 503日分	65万円	一時金	算定基礎日額の503日分			
9級		" 391日分	50万円		" 391日分			
10級		" 302日分	39万円		" 302日分			
11級		" 223日分	29万円		" 223日分			
12級		" 156日分	20万円		" 156日分			
13級		" 101日分	14万円		" 101日分			
14級		" 56日分	8万円		" 56日分			

<請求方法>

本人が直接、労働基準監督署へ請求書を提出

時効・・・傷病が治ゆした日の翌日から5年

第2編 ・障害（補償）給付 → P13へ
 ・障害（補償）給付請求書 → P36へ

後遺障害が残った場合の 給付の手続き

労働災害発生



療養



症状固定



請求書を労働基準監督署へ提出



障害等級の認定



指定された振込口座へ
保険給付の支払

<添付書類>

- レントゲン写真等
- 同一の事由によって、障害厚生年金、障害基礎年金等の受給を受けている場合は支給額が証明できるもの

※症状固定及び障害等級の認定の際は、必要に応じて専門医による症状の確認を行う場合があります。

※請求受付から給付決定までの期間は、**おおむね3ヶ月**です。

ご本人に対して、保険給付決定の通知

Q. 重い後遺障害により、今後家族や介護サービスなどから介護を受けることになる場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



A. 一定額の範囲内で介護（補償）給付を受けることができます。

介護（補償）給付

関連保険給付等：障害（補償）給付、傷病（補償）年金

<支給要件>

①～④のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の第1級又は第2級で高次脳機能障害、身体性機能障害などの障害を残し、常時あるいは随時介護を要する状態にある方
- ② 民間の有料介護サービスなどや親族、友人、知人から、現に介護を受けていること
- ③ 病院又は診療所に入院していないこと
- ④ 老人保健施設などに入所していないこと

<支給内容>

支給額は常時介護、随時介護でそれぞれ以下の通りです。

- 常時介護：月額56,720円～ 104,530円
- 随時介護：月額28,360円～ 52,270円

<請求方法>

本人が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出

時効・・・介護を受けた月の翌月の1日から2年

第2編 ・介護（補償）給付 → P28へ
・介護（補償）給付請求書 → P40へ

その他の支援制度について

①アフターケア

傷病が治ゆ（症状固定）した後においても、後遺症状に動揺を来したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがある場合、対象となる傷病（20傷病）について、1か月に1度程度の診察、保健指導等を一定の範囲内で受けることができます。また、それに要した通院費の支給を受けることができます。

②義肢等補装具の費用の支給

障害（補償）給付の支給を受けているか、受けると見込まれ、一定の要件を満たす場合に義肢等補装具の購入（修理）に要した費用が基準額の範囲内で支給されます。また、一定の要件を満たす場合は、購入（修理）に要した旅費の支給を受けることができます。

③外科後処置

障害（補償）給付の支給を受けた場合、労災病院又は指定された病院において、義肢装着のための再手術、醜状の軽減等、傷病治ゆ（症状固定）後に行う処置・診療を自己負担なしで受けることができます。また、それに要した旅費の支給を受けることができます。

④労災就学等援護費

遺族（補償）年金等受給者や遺児が学校等に通っており、一定の要件を満たす場合に一定額の支給を定期的に行うことができます（労災就学援護費又は労災就労保育援護費）。

IV その他の場合について

Q. 私が勤務している会社は、今回の事故は労災には当たらないとして、協力的でなく、事業主証明などの手続きを行ってくれないのですが、どうしたらよいのでしょうか。



A. 労災保険の手続きについては原則、被災された方（又は遺族）が自ら行っていただくことで問題ありません。
会社が事業主証明を拒否するなどやむを得ない場合には、事業主の証明がなくても、労災保険の請求書は受理されます。

Q. かなり前に会社で発生した事故は、労災として認めてもらうことはできるのでしょうか。



A. 各保険給付ごとに決められている時効を過ぎてしまうと給付を受けることはできません。それぞれの給付項目に時効が記載されていますのでご確認ください。

Q. 退職してしまったり、既に会社がなくなってしまった場合でも労災補償を受けることができるのでしょうか。



A. そのような状況であっても請求することができます。
なお、その場合は、事業主や会社の同僚の住所及び氏名を教えてください。

Q. 私が勤務している会社から①労災保険に加入していない②労災保険ではない特別の保険の適用があると言われました。この場合、労災保険による給付は受けられないのでしょうか。



A.
①会社が労災保険の加入手続きを取っていない場合でも原則として仕事又は通勤によりケガや病気になったときには給付を受けることができます。
②会社、又は団体の特別な保険制度が適用される場合でも労災からの支給は受けられます。
※ただし、会社から補償（治療費の支給、休業補償、損害賠償等）が行われた時は、支給できない（又は減額となる）場合があります。

- Q. ①通勤中に自転車とぶつかり怪我をしました。相手もわかりません。
②いつもと違う道を通って会社へ向かう途中ケガをしました。
このような場合、労災保険から給付が受けられるのでしょうか。

通勤中に、事故にあった場合にはどのような補償が受けられるのでしょうか。



- A. ①受けられます。
②通勤経路がいつもと異なる場合についても、一定の要件を満たせば保険給付の対象となります。

通勤災害について

通勤災害とは、「通勤」による労働者の傷病等をいいます。

「通勤」とは、労働者が、就業に関する①～③の移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有する移動は除きます。

- ① 住居と就業の場所との間の往復
- ② 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動(複数就業者の事業場間の移動を指す。)
- ③ ①に掲げる往復に先行し、又は後続する移動(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)

※詳細については第二編 ページを参照して下さい。

<支給内容>

業務災害の場合と同様です。

(休業補償については、一部負担金として給付額から200円が控除されます。)

<請求方法>

業務災害の場合と同様です。

添付書類：事故証明書(交通事故の場合。)

- Q. 通勤途中の交通事故でケガをしました。事故の相手方が加入している自賠責保険などから保険金を受けた場合も労災保険からの支給は受けられるのでしょうか。



- A. その場合も労災保険給付を受けられますが、支給額は自賠責保険などから受領した金額を控除したものになります。
なお、休業した場合や後遺症が残った場合に支給される特別支給金については、自賠責保険などからの支払いの有無にかかわらず支給されます。

本国へ帰った場合の注意事項

<日本以外では受けられない保険給付等があります。>

日本国内に限られるもの（主なもの）

- ・アフターケア
 - ・義肢等補装具費の支給（車椅子等支給可能な場合もあります。）
 - ・外科後処置
 - ・労災就学等援護費（日本国内の学校に通学している場合に限られます。）
- 等

<日本以外から請求する場合の取扱いについて>

各保険給付の額

支給額は、支給決定日における外国為替換算率（売りレート）で換算した邦貨額になります。

海外で治療を受けた場合

診療の内容が妥当なものと認められれば支給の対象となります。
（治療に要した費用が支給されます。）